

障害者差別解消支援地域協議会の設置状況について

(2024 年 4 月 1 日現在)

障害者差別解消支援地域協議会は、障害者差別解消法において国及び地方公共団体の機関が組織することができるものとされているものであり、国の障害者基本計画、県の障害者計画においては、各市町村での設置を目標として定め、これまで設置に向けた働きかけを行ってきたところです。

1 設置状況

選択肢	数	割合
1 設置済み	53	98%
2 設置予定	1※	2%
3 未定（※設置するかしないか決まっていない）	0	0%
合計	54	100%

※津島市

2 設置形態

複数で設置する協議会としては、「弥富市・蟹江町・飛島村」の協議会、「南知多町・美浜町・武豊町」の協議会、「あま市・大治町」の協議会の3つとなっております。

選択肢	数	割合
1 単独で設置	45	85%
2 複数の地方公共団体により共同で設置	8	15%
3 その他（他の地方公共団体への事務の委託など）	0	0%
合計	53	100%

3 組織形態

障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づく協議会、いわゆる自立支援協議会の位置付けを兼ねるものとして組織している自治体が最も多く、全体の 7 割以上となっております。

選択肢	数	割合
1 障害者差別解消法（第17条）に基づく地域協議会の位置付けのみ	6	11%
2 障害者基本法（第36条）に基づく合議制の機関の位置付けを兼ねている	5	9%
3 障害者総合支援法（第89条の3）に基づく協議会の位置付けを兼ねている	39	74%
4 障害者虐待防止法に基づくネットワークの位置付けを兼ねている	12	23%
5 その他組織の位置付けを兼ねている	2	4%

（複数回答あり）

4 2023 年度の開催実績

開催実績がない理由は、「協議事項がなかったため」となっております。

選択肢	数	割合
1 0回	14	26%
2 1回	7	13%
3 2回以上	32	61%
合計	53	100%

5 構成員の属性

事業者について、令和5年3月14日に変更された基本方針では、「情報やノウハウを共有し、関係者が一体となって事案に取り組むという観点から、地域の事業者や事業者団体についても協議会に参画することが有効である」との記載が追加されました。各市町村においても、改めて地域の事業者や事業者団体の参画について、御検討をお願いします。

選択肢	数	割合
1 主催する地方公共団体の障害者施策主管部局	44	83%
2 国の機関	29	55%
3 地方公共団体（上記1を除く）	40	75%
4 障害当事者・障害者団体・家族会等	44	83%
5 教育	26	49%
6 福祉等	53	100%
7 医療・保健	47	89%
8 事業者	33	62%
9 法曹等	15	28%
10 学識経験者	26	49%
11 報道機関	0	0%
12 自治会	7	13%
13 その他	3	6%

6 障害当事者である構成員の障害種別

国の基本方針において、「障害者及びその家族の参画を進めるとともに、性別・年齢・障害種別等を考慮して組織することが望ましい」とされています。

「構成員に障害者はいない」と回答のあった自治体においても、家族会が構成員に含まれていたり、障害当事者を含む別の会議体で意見を確認したり、アンケート調査を実施したりする仕組みがあることを確認しておりますが、各市町村におかれましては、必要に応じて、障害者やその家族の参画について御検討をお願いします。

選択肢	数	割合
1 視覚障害	3	6%
2 聴覚・言語障害	6	11%
3 盲ろう	0	0%
4 肢体不自由	30	57%
5 知的障害	6	11%
6 精神障害	2	4%
7 発達障害	0	0%
8 内部障害	6	11%
9 難病に起因する障害	0	0%
10 重度心身障害	0	0%
11 その他	1	2%
12 構成員に障害者はいない	17	32%

7 所掌する事務（実績は不問）

地域協議会における掌握する事務については、「関係機関等が対応した相談に係る事例の共有」「障害者差別の解消に資する取組の共有・分析」「障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発」の割合が高く、全体の８割以上となっています。

選択肢	数	割合
1 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有	32	60%
2 関係機関等が対応した相談に係る事例の共有	51	96%
3 障害者差別に関する相談体制の整備	37	70%
4 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析	47	89%
5 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し	28	53%
6 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発	45	85%
7 個別の相談事案に対する対応（紛争解決を含む）	35	66%
8 その他	2	4%